

10. 交 通 関 係

1) 重度障害者福祉タクシー利用料金の助成 ……………	46
2) 身体障害者介助用自動車改造費の助成 ……………	47
3) 身体障害者自動車改造費の助成 ……………	47
4) 心身障害者運転免許取得費の助成 ……………	47
5) 身体障害者運転免許取得時自動車改造費の助成 ……	47
6) J R 運賃の割引 ……………	48
7) I R いしかわ鉄道運賃の割引 ……………	48
8) 国内航空運賃の割引 ……………	49
9) バス運賃の割引 ……………	49
10) 乗合タクシー「のりあい号」料金の割引 ……………	50
11) タクシー料金の割引 ……………	50
12) 有料道路通行料金の割引 ……………	51

10. 交通関係

1) 重度障害者福祉タクシー利用料金の助成

移動することが困難な重度の障がいのある人（子ども）に対し、福祉タクシーの利用料金を最大700円助成します。一人当たり年間1冊（24枚綴り）の助成券を交付します。

なお、医療機関への通院が定期的に月4回以上必要な場合には、医師による通院証明書の提出により、2冊目を交付することができます。（生活保護法による被保護者を除く。）

また、じん臓機能障害のある人で、医療機関へ人工透析療法を受けるために週2回以上通院している人には、医師による通院証明書の提出により、6冊を限度として追加交付することができます。

ただし、6冊まで追加交付できるのは次の全ての要件を満たす人に限ります。

- ・65歳以上のみで構成される世帯の人
- ・市民税非課税世帯の人
- ・生活保護法による被保護者でない人

対象者

- 身体障害者手帳を持ち、
 - ① 視覚・下肢・体幹・心臓・じん臓・呼吸器・肝臓のいずれかの障がいの程度が1級又は2級の人
 - ② ①に掲げる障がいのうち、いずれかの障がいの程度が3級であり、他の障がいと合わせて身体障害者手帳に記載されている障がいの程度が1級又は2級の人
- 療育手帳に記載されている障がいの程度がA判定の人
- 精神障害者保健福祉手帳に記載されている障がいの程度が1級の人

※ただし、自動車（軽自動車）税の減免を受けている人、所得制限を超える人は、助成を受けることができません。

申請に必要なもの

- ① 申請書（市役所介護福祉課にあります）
 - ② 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
- ※行政サービスセンター、山中・山代・山代桔梗ヶ丘・片山津・動橋・橋立の各郵便局でも手続きできます。

使用方法

- 加賀市と委託契約を締結しているタクシー事業所のタクシーを利用した際、料金支払時に手帳を提示し、助成券を1枚渡して割引きを受けてください。
- 利用目的は、「通院、食料・日用品の購入や散髪などの日常生活に必要な用務、市役所等公的機関での用務、冠婚葬祭」による外出に限られます。

申し込み・問い合わせ
市役所介護福祉課
☎72-7852 FAX72-1665

【心身障害者 自動車改造費・運転免許取得費の助成】

※事前に市役所介護福祉課にご相談ください。

2) 身体障害者介助用自動車改造費の助成(介助者運転)

在宅の障がいのある人の外出を容易にすること及び介助する人の負担軽減を図るため、自動車を回転シート付き、リフト付き又は超低床に改造する場合、改造費の一部を助成します。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・1級又は2級の常時車椅子使用者又はその者の同一世帯の扶養義務者 ※ただし、本市に住所を有し、次のいずれにも該当する世帯 <ul style="list-style-type: none"> ①自動車を現に有し、又は新たに購入する世帯 ②自動車改造の必要がある世帯 ③過去に助成を受けたことがない又は受けてから5年以上経過している世帯 			
助成額	改造又は車両の購入に直接要した経費の1/2(千円未満切り捨て)。限度額は次のとおり。			
	区 分		限 度 額	
	回転シート付き車両	電動装置なし	前部座席	62,000円
			後部座席	100,000円
	電動装置あり(上下作動装置付き)		150,000円	
リフト付き車両			250,000円	
超低床車両				
※所得制限があります。また、 改造又は購入前 に申請が必要です。				

3) 身体障害者自動車改造費の助成(本人運転)

就労等社会参加のため、自動車の操向・駆動装置等を改造する場合、改造費の一部を助成を助成します。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・上肢、下肢又は体幹機能障害が1級又は2級の人 ※ただし、本市に住所を有し、次のいずれにも該当する人 <ul style="list-style-type: none"> ①就労等に伴い、自らが所有し、運転する自動車の操向装置(ハンドル)、駆動装置等(アクセル及びブレーキ等)の一部を改造の必要がある人 ②過去に助成を受けたことがない又は受けてから5年以上経過している人 		
助成額	改造に直接要した経費。限度額10万円 ※所得制限があります。また、 改造又は購入前 に申請が必要です。		

4) 心身障害者運転免許取得費の助成

社会参加への促進を図るため、就労等社会活動への参加に伴い、障がいのある人が自動車運転免許を取得した場合、取得費の一部を助成します。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・下肢又は体幹機能障害が1～3級の人、その他の身体障がいの場合1級又は2級の人、療育手帳のある人、精神障害者保健福祉手帳のある人 ※ただし、本市に住所を有し、次のいずれにも該当する人 <ul style="list-style-type: none"> ①就労等社会活動への参加に伴い免許を取得した人 ②過去に助成を受けたことがない人 		
助成額	免許取得に直接要した費用の2/3(千円未満切り捨て)。限度額は10万円 ※運転免許取得後 6か月以内 に申請が必要です。		

5) 身体障害者運転免許取得時自動車改造費の助成(本人運転)

社会参加への促進を図るため、就労等社会活動への参加に伴い、身体障がいのある人が自動車運転免許を取得する場合、免許取得前に自動車の改造費の一部を助成します。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・上肢、下肢又は体幹機能障害が1級又は2級の人 ※ただし、本市に住所を有し、次のいずれにも該当する人 <ul style="list-style-type: none"> ①操行装置、駆動装置等の改造をしなければ、免許を取得することができない人 ②免許の取得により、就労等が見込める人 ③過去に助成を受けたことがない又は受けてから5年以上経過している人 		
助成額	改造に直接要した経費。限度額10万円 ※所得制限があります。また、 改造又は購入前 に申請が必要です。		

6) JR運賃の割引

身体障害者手帳又は療育手帳をJRの窓口で提示すると、運賃が割引されます。

区 分	種 類	割 引	取 扱 区 間
<ul style="list-style-type: none"> ・第1種身体障がい者 ・第1種知的障がい者 	普通乗車券・定期乗車券・回数乗車券（特別急行列車に対する急行回数券を除く） 急行券（特別急行券を除く）	5割 （介護者1名）	全 線 ※障がい者本人が単独で乗車する場合は、片道100kmを超える場合のみ（定期・回数券・急行券を除く）
<ul style="list-style-type: none"> ・第2種身体障がい者 ・第2種知的障がい者 	普通乗車券	5割 （本人のみ）	片道100kmを超える場合のみ
	定期乗車券	5割 （介護者1名）	（注）12歳未満の人が介護者と乗車する場合のみ

（注）12歳未満の子どもの小児定期乗車券を購入する場合は、障がいの程度に関係なく介護者のみ割引となり、小児定期乗車券は割引されません。

申し込み・問い合わせ
加 賀 温 泉 駅

7) IRいしかわ鉄道運賃の割引

障害者手帳又は療育手帳、精神障害者手帳を提示すると、運賃が割引されます。

区 分	種 別	割引対象者	割 引
第1種身体障がい者 第1種知的障がい者	普通乗車券 定期乗車券	本人（単独）又は 本人＋介護者	5 割
第2種身体障がい者 第2種知的障がい者	普通乗車券 定期乗車券	本人（単独）	
精神障がい者1級	普通乗車券 定期乗車券	本人（単独）又は 本人＋介護者	
精神障がい者2級 精神障がい者3級	普通乗車券	本人（単独）	
	定期乗車券	本人（単独）又は 12歳未満の本人＋介護者	

申し込み・問い合わせ
加 賀 温 泉 駅

8) 国内航空運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳の交付を受け、次に該当する人（12歳以上の子ども）が国内航空を利用する場合、窓口で提示すると一部の航空会社で運賃が割引されます。

対象者	割引適用者	割引
障害者手帳所持者 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	本人及び介護者1名	航空会社によって異なる

申し込み・問い合わせ
各航空会社営業所

9) バス運賃の割引

料金支払時に障害者手帳を係員に提示して割引を受けることができます。

	対象者	割引	
		本人	介護人
加賀温泉バス 北陸鉄道	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	5割	5割 <small>※介添人の割引は係員が必要と認める場合</small>

※定期券、回数券の割引もあります。

	対象者	種別	割引対象者	割引
加賀周遊バス 「キャンバス」	身体障害者手帳	1種	本人と介護人	5割
		2種	本人のみ	
	療育手帳	A（1種）	本人と介護人	
		B（2種）	本人のみ	
	精神障害者 保健福祉手帳	1級	本人と介護人	
		2級	本人のみ	
3級				

※空港アクセス券（小松空港線ご利用の場合）には割引がありません。

申し込み・問い合わせ
各バス会社営業所

10) 乗合タクシー「のりあい号」料金の割引

乗車券購入時と利用時に障害者手帳を提示すれば、割引を受けることができます。

対 象 者	割 引	
	本 人	介 添 人
障害者手帳の所持者で加賀市在住の人 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	5 割 (1回250円)	5割(1名まで) (1回250円) ※介添人の割引は係員が必要と認める場合

《加賀市乗合タクシー「のりあい号」について》

運行ダイヤの中から乗りたい便を予約し、ジャンボタクシーに他の人と相乗りをして、各町の停留地点から病院やスーパーなどのあらゆる施設や店舗まで乗って行くことができる交通サービスです。

《乗車券の販売場所》

のりあい号の車内、加賀市医療センター(売店)、山中温泉ぬくもり診療所(受付)、アビオシティ加賀(1階インフォメーション)、イオン加賀の里(1階サービスカウンター)、市役所本庁(1階窓口課)

※電話での予約のほか、パソコン、スマホからの予約も可能です(要事前登録)。

(予約サイト kaganoriaigo.koko-bus.com/consumer/users/sign_in)



申し込み・問い合わせ 運行内容に関すること
加賀第一交通(株) 市役所企画課
 ☎77-0120 ☎72-7831

11) タクシー料金の割引

料金支払時に障害者手帳を提示すれば、1割(10%)が割引されます。

なお、重度障害者福祉タクシー助成券を利用するときは、最大700円を差引いた後の金額が割引されます。

対 象 者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人

申し込み・問い合わせ
各 タ ク シ ー 会 社

12) 有料道路通行料金の割引

通勤、通学、通院等の際に有料道路を利用される障がいのある人（子ども）に対して、じりつと社会経済活動への参加を支援するための制度で、通常料金が半額になります。

事前に市で申請の手続きを済ませてから、料金支払時に障害者手帳を提示して割引を受けてください。（ETC利用の人も手帳の提示が必要となることがあります。）ETC利用の人はオンラインで申請することもできます。

なお、割引有効期限があり、2年ごとの更新が必要です。割引有効期限の2か月前から行うことができますので、継続する場合は更新申請をしてください。

対 象

区 分※1	運 転 者	車を登録する場合の所有者※3
・第1種身体障がい者 ・第1種知的障がい者	・本 人 ・親 族 ・介護者※2	・本 人 ・親 族 ・介護者
・第2種身体障がい者	・本 人	・本 人 ・親 族

※1 「第1種」「第2種」とは、手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄」に記載されているものです。

※2 「介護者」とは、障がいのある人を継続して日常的に介護している人のことをいいます。

※3 自動車検査証に記載の車の所有者又は使用者が法人名の場合は、割引の対象になりません。（ただし、割賦購入、ローン又は長期リースにより車を利用している場合は除く。）

※ ETCを利用しない人は、車を登録せずに割引の適用を受けることもできます。

※ タクシーやレンタカー、知人の自家用車等でも、要件を満たしていれば、料金所で割引登録済みであることを示すシールが貼られた手帳を提示することで割引が受けられます。

申請に必要なもの

※車を登録しない場合は③～⑥の書類は不要です。

- ①身体障害者手帳又は療育手帳
- ②運転免許証（本人が運転される場合）
- ③登録する車の車検証・自動車検査証記録事項（「所有者の氏名又は名称」欄が個人名義のものに限る。※3）
- ④障がいのある人名義のETCカード
（ETC利用での割引の場合）
- ⑤ETC車載器セットアップ申込書等登録する車に取り付けられたETC車載器の管理番号が確認できる書類（ETC利用での割引の場合）
- ⑥※3の場合、割賦購入、長期リース期間中であることがわかる書類
（例：割賦購入契約書）

申し込み・問い合わせ

市役所介護福祉課

☎72-7852 ☎72-1665

有料道路ETC割引登録係

☎045-477-1233

（受付時間：平日9時～17時）

オンライン申請受付サイト

<https://www.expressway-discount.jp>